2　次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。
一　法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
二　法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者
（遊漁船業務主任者の業務）
第十五条　法第十二条に規定する農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一　漁場への案内及び当該漁場における水産動植物の採捕に係る利用者の安全管理を行うこと。
二　（略）
三　利用者に対し、安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言を行うこと。
四　利用者が採捕した水産動植物（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又はこれらに基づく処分により当該利用者が採捕を制限され、又は禁止されているものに限る。）の重量及び数量を確認し、当該利用者に対し、漁場の安定的な利用関係の確保のために必要な指示を与えること。
五　気象若しくは海象の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合において、連絡責任者に連絡を行うこと。
六　遊漁船の出航前に、次に掲げる事項について確認し、確認を行った旨を記録すること。
イ　出航前の検査が適切に実施されていること。
ロ　船長等が酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがないこと。
七　遊漁船業者に対し、法第十四条第二項の規定による遊漁船の出航に係る判断に関し前号の規定による確認の結果を踏まえて必要な意見を述べるほか、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関し必要な意見を述べること。
八　前条第一項第二号に規定する実務研修を行い、当該研修の内容を記録すること。
九　遊漁船に乗り組んで業務を行ったときは、次に掲げる事項を記載した乗務記録を作成すること。
イ　乗船した船長等の氏名
ロ　遊漁船の名称
ハ　乗務の開始及び終了の地点及び年月日時
ニ　気象及び海象の状況
ホ　案内した漁場の位置、利用者の数及び利用者が採捕した水産動植物
ヘ　法第十九条に規定する事故又は海難その他の異常の事態が発生した場合にあっては、その概要及び原因
ト　第五号に規定する連絡を行った場合又は第七号に規定する意見を述べた場合にあっては、その旨及び内容
チ　その他利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係に関し必要な事項
十　第六号、第八号及び前号の規定により作成された記録を、遊漁船業者に提出すること。
十一　（略）

2　次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。
一　法第十八条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から二年を経過しない者
二　法第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者
（遊漁船業務主任者の業務）
第十一条　法第十二条に規定する農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一　遊漁船における利用者の安全管理を行うこと。
二　（略）
三　利用者に対し、適正に水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言を行うこと。
（新設）
四　海難その他の異常の事態が発生した場合において、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者に連絡を行うこと。
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
五　（略）